

地方消費税率引上げにおける使途について

消費税率(国・地方)は、2014年4月より5%から8%に、2019年10月より8%から10%に改正されております。
これにより、当町の歳入である地方消費税交付金は増収となり、その増収分の地方消費税収入については、「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と地方税法に規定されています。
令和4年度決算及び令和6年度当初予算における、地方消費税率引上げ増収分の充当状況は以下のとおりです。

【令和4年度決算】

(歳入) 引き上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分)
(歳出) 社会保障施策に要する経費

59,947千円
306,219千円

(単位:千円)

事業名		R4年度決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税収	その他
社会福祉	老人福祉事業	101,728	0	39,500	12,395	22,202	27,631
	障害者自立支援事業	156,253	116,988	0	0	17,494	21,771
	保育園事業	48,238	463	0	2,323	20,251	25,201
計		306,219	117,451	39,500	14,718	59,947	74,603

【令和6年度予算】

(歳入) 引き上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分)

56,356千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費

291,176千円

(単位:千円)

事業名		R6年度予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税収	その他
社会福祉	老人福祉事業	55,660	0	0	10,504	19,163	25,993
	障害者自立支援事業	165,687	124,141	0	0	17,631	23,915
	保育園事業	69,829	255	18000	5,481	19,561	26,532
計		291,176	124,396	18,000	15,985	56,356	76,439